

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第一部 労働者状態

第五編 農家の状態と農民の生活

第一章 農家の経済と家計

第三節 農家の租税公課諸負担

ここでは農家に賦課された国税、道府県税、市町村税等の課税額および市町村寄附金、部落協議費、土地改良区費および水利費、農業共済組合負担、社会保険負担、産業団体負担、社寺費その他の公課諸負担をみよう。なおこの調査の対象となった租税は直接税だけで、酒税・物品税・電気ガス税等の、消費者に自動的に転嫁される間接税はふくまれていない。

第218表の租税公課諸負担の賦課額(一戸当り全府県平均)によれば、国税は三、七八四円、道府県税は九四円、また市町村税は一〇、九〇八円である。市町村税は金額にして国税の三倍近く、その中でも特に固定資産税(五、九七三円)が最大の税額をなしている。この市町村民税は本表によっても知られる通り、住民税はじめ自転車税、荷車税、犬税など農業生産と農民生活に必要な動産を見逃さず課税対策としており、農家にとっての重税の主要な原因をなしている。国税、道府県税、市町村税三者合計は一四、七八六円である。

つぎに公課諸負担についてみよう。まず市町村の割当寄附、学校関係寄附、消防団割、道路修繕費用をふくむ寄附金は小計九九二円でなかでも小中学校建設などの学校関係は寄附がもっとも大きい。つぎに農業共済組合負担の二、一七八円、社会保険負担の一、八二七円、土地改良区費と水利費一、四〇三円、社寺費八一九円等が主な負担項目で、産業団体費八六三円、共同募金その他の負担も無視できぬ金額となっている。これらは寄附金という自発的な出資のようにみえながら、実際には市町村、部落生活にともなう強制的な寄附金であり、そこに生活するかぎりいやおうなしに負担せしめられる課税と目標の負担なのである。これらの公課負担の合計は一〇、〇八八円に達しており部落居住の農民に特有の重荷となっている。

租税と諸負担の合計は二四、八七四円であり、農家所得(農業所得プラス農外所得)三〇〇、八九七円の約八%に相当している。なお本年鑑第二七集で詳述したように、この負担率は農家の階層によって相違しており、一般的にいて上層農家に軽く、下層農家に重くかかっていることは注意を要する点である。

第219表は主要な租税の賦課戸数と、年度始、年度末における滞納戸数を表示したものである。

調査対象農家五、四一五戸中、申告納税の所得税を支払ったものが一、一三一戸で、このうち年度始においては一九二戸(一七%)、年度末においては九七戸(九%)の滞納がでている。源泉徴収される所得税については、一、一七七戸が納税している。

市町村民税は調査農家のほとんど全部に相当する五、三五七戸が納税し、これは年度未滞納者

が六八七戸(一三%)に達している。固定資産税の滞納はこれ以上で、五、三七五戸のうち年度末において八六七戸(一六%)の滞納者をだしている。市町村税がいかに農家に対する重荷となっているかが、この滞納率からも容易に推定されよう。

つぎに農家一戸当り租税公課諸負担の納付額と滞納額をみよう(第220表参照)。まず国税は、年度内賦課額三、七八四円、年度始滞納額二八四円に対し、年度内納付額は三、九一八円で差引き年度末滞納額は一五〇円となっている。滞納額の大半は申告所得税である。また道府県税は年度始滞納額九円、賦課額九四円に対し、年度内納付額は七八円で、これはほとんど滞納はない。ところが市町村税は、年度始滞納額六九八円、賦課額一〇、九〇八円に対し、納付額は一〇、七一三円であるから、滞納額は八九三円となり、これは前年度の滞納額を一九五円も上廻ったことになる。とくに固定資産税の滞納が著しくなっていることは注目を要する。

以上のように、国税、道府県税、市町村税を合計して観察すると、年度始滞納額九九一円、これに年度内賦課額は一四、七八六円となり、納付額は一四、七三一円であるから滞納は一、〇四六円で、前年度末にくらべ税金の滞納額は増大したことがわかる。公課諸負担の滞納額も前年度末にくらべ同様に増大し、三二八円となり、結局農家一戸当りの租税公課諸負担全体の納付状況は、本年度末において一、三七四円の滞納となり、前年度よりも九二円の増加となった。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
